

障害当事者によるバリアフリー法の 深化に向けた取組み報告

六條 友聡¹・山下 裕介²・菅木 和馬³・高橋 富美⁴

¹非会員 社会福祉法人ぽぽんがぽん 相談支援部門 (〒567-0888 大阪府茨木市駅前1-4-14-3階)
E-mail: poponga_rokujou@yahoo.co.jp

²非会員 茨木の街のバリアフリーを考える連絡会 (〒567-0824 大阪府茨木市中津町3-26)
E-mail:hokusetu24.cil@gmail.com

³非会員 株式会社建設技術研究所 (〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町1-6-7北浜MIDビル)
E-mail: kzm-sugaki@ctie.co.jp

⁴正会員 株式会社建設技術研究所 (〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町1-6-7北浜MIDビル)
E-mail:f-sugiym@ctie.co.jp

バリアフリー法に基づき全国で基本構想策定やそれに基づく事業が進められているが、ほとんどが行政主導で行われている。大阪府茨木市でも、バリアフリー法改正に伴い、2016年3月に市がバリアフリー基本構想を作成し、年1回の会議にて進捗管理を行っている。これらの行政施策に委員として携わる当事者が、今後の市内のさらなるバリアフリーの推進を目指すとともに、行政に対して、法改正に伴うマスタープラン作成や基本構想の見直しを働きかけるため、災害時の避難所に指定されている小学校のバリア点検調査や、バリアフリー法の理解と調査結果の周知を目的とした勉強会を自主的に行った。本稿は、これらの活動報告を通じて、新たなバリアフリー法の深化のあり方を提言するものである。

Key Words : *the transportation poor, participation of disabilities, disaster prevention, promoting mobility and accessibility for the aged and the disabled*

1. 茨木市のバリアフリーの取組み

大阪府茨木市では、交通バリアフリー法に基づき2003年に基本構想を策定し、2016年3月には法改正に伴って基本構想の見直しを実施している。本基本構想では、重点整備地区である3地区の事業内容に加え、市全域のバリアフリー化の実現を目指し「施設のバリアフリー化」、「心のバリアフリー」、「市民等との協働推進」の視点から、市全体のバリアフリーの方向性を示した「バリアフリー基本方針」を定めていることが特徴的である。これらの検討は、アンケート調査、4回の当事者・市民参加のワークショップ、障害者団体へのヒアリング調査等、当事者・市民の意見の把握に十分留意して実施された。また協議会には公募市民、地域住民、当事者も委員として参加している。これらの取組みにより、市と当事者の信頼関係が構築され、当事者のバリアフリーに対する意識が向上するとともに、市も当事者の意見を取り入れる重要性を認識したものと考えられる。

なお、基本構想策定後、年1回の推進協議会が開催さ

れ、バリアフリー事業の進捗状況の報告等がなされる場に当事者も委員として参画している。

2. 市内障害者団体の活動状況

市内に在住する障害者を中心に、バリアフリーに関する勉強会や主体的な現地点検を実施した。当事者の視点から課題を発見して、取組結果を行政に報告し、改善を促すことを目的とし、2013年2月に「茨木の街のバリアフリーを考える連絡会（以下、「連絡会）」が任意団体として設立された。茨木市のバリアフリーの取組みは、市と当事者をつなぐ役割を担うとともに、重点整備地区内のバリア点検や、小規模店舗のバリアフリー調査等を実施している。本稿で報告する取組みも、主として連絡会の取組みとして位置づけられる。

3. 障害当事者による小学校の点検調査

2018年の大阪府北部地震や台風21号の被害を被った茨木市も、災害時や避難時のバリアフリーの重要性を再認識し、指定避難所として位置づけられる小学校のバリアフリー点検を、連絡会を中心とする当事者と実施した。

(1) 小学校バリアフリー点検

調査は、教育委員会との調整を行い、市内4校（中条小・中津小、大池小・茨木小）で2019年7月に4日間実施した。各小学校の調査には車いす利用者、視覚障害者、聴覚障害者等、約10名が参加した。調査箇所は、避難時を想定し、校門から避難所となる体育館までの経路や校舎の各階から体育館への経路を主とした。そのほか、教室やトイレ等、災害時の避難生活を考慮し、障害のある児童生徒等でも安全かつ円滑に学校生活が送れるような設計かどうかを点検した。

その点検から、教室と廊下の間の段差や、渡り廊下の手前が階段のため、車いすや歩行器での移動が容易でない等の課題が確認できた。



写真1. 渡り廊下前の階段

校内には多目的トイレも設置されていたが、当事者から、電動車いすではスペースが十分でなく、利用しづらいという意見が得られた。



写真2. 大池小学校点検の状況

(2) バリアフリー勉強会

2019年8月に、小学校の点検結果の報告や、バリアフリー法の周知を目的に、国・市・市議会議員・当事者等約40名が参加する勉強会を開催した。これは、学識者によるバリアフリー関連の施策等の知識・事例を市内の障害者に広げるとともに、連絡会の取組報告を通して、行政に対してバリアフリーの取組み推進を要望することを目的としている。またこれまでに基本構想やマスタープラン作成を行政に要望したが、行政主体ではあがった課題が課題のままとなることが多かった。当事者は、協議会等の場で課題を挙げ、その改善の可否について回答を求めている。そのためバリアフリーの正確な情報収集や知識を学ぶ機会として、勉強会を開催し、当事者の調査で得た課題をまとめて、公式な会議で提案を考えている。

4. 考察

写真2のように、当事者による現地点検では、より具体的な課題が明らかとなる。バリアフリーに関しては計画、設計の初期段階から当事者参加し、課題を認識することで、誰もが利用しやすい設計が可能となる。効果的にバリアフリー化を進めるには当事者参加が重要である。

本取組みの実施により、当事者の意見把握を重視した市と主体的にまちづくりに関わりたいという当事者の存在、基本構想策定等を通じて両者の良好な関係が構築されてきたと考えられる。

また、市の基本構想担当部署単独では実施が困難な小学校のバリア点検の実施や、災害時も考慮した総合的にバリアフリーなまちづくりの展開をめざす取組みは、連絡会を中心とした当事者の活動によるところが大きい。

今後は、これらの取組みを行政施策に反映していくための枠組みの構築、障害者自身の知識の研磨や人材育成が課題であると考えられる。

REPORT ON INITIATIVES BY PERSONS WITH DISABILITIES UNDERTAKEN TO FURTHER THE AIMS OF THE LAW FOR PROMOTING MOBILITY AND ACCESSIBILITY FOR THE AGED AND THE DISABLED

Tomoaki ROKUJO, Yusuke YAMASHTA, Kazuma SUGAKI and Fumi TAKAHASHI

The formulation of barrier-free basic concepts and initiatives based on the barrier-free law are underway nationwide. In Ibaraki City, Osaka Prefecture, the city formulated a barrier-free basic concept in March 2016, and progress is being monitored at meetings held once a year. In order to exert pressure on the local government to create a master plan based on the amendments to the law and ensure greater promotion of barrier-free measures in the city in future, the disabled persons involved in these administrative initiatives as committee members have investigated of elementary schools designated as evacuation zones for times of disaster, and held study meetings with the purpose of understanding amendments to the barrier-free law and disseminating survey results. By reporting these activities, this paper demonstrates a new way in which the aims of the barrier-free law can be furthered.